

堺市防護柵維持管理計画

堺市 土木監理課

2026 年 3 月

< 目 次 >

1. 計画の位置付け.....	-1-
2. 対象施設の現状.....	-1-
3. 計画期間	-3-
4. 維持管理の基本的な考え方	-5-
5. 対策の優先順位の考え方	-7-
6. 対策内容と実施時期	-7-

1. 計画の位置付け

本市では、インフラ長寿命化基本計画に基づき、「堺市公共施設等総合管理計画」を2016年8月に策定（2022年3月改訂）した。

本計画は、堺市公共施設等総合管理計画に基づき、防護柵の計画的な維持管理の方針を定めた「施設ごとの個別施設計画」であり、以下の通り位置付ける。

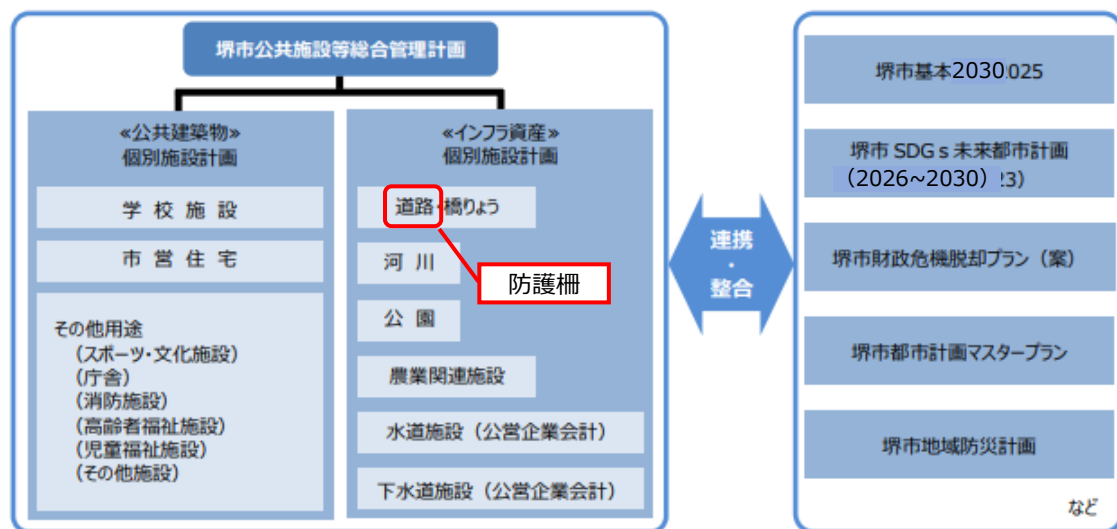


図-1 本計画の位置付け

2. 対象施設の現状

本計画の対象施設は、通行箇所からの逸脱・転落防止や歩行者の乱横断防止等、交通安全を目的に道路上に設置された車両用防護柵及び歩行者自転車用柵とする。

表-1 対象施設の管理延長

道路区分	数量	備考
国府道	約 169km	
市道	約 303km	

車両用防護柵	剛性		
		コンクリート製壁型防護柵	
	たわみ性		
		ガードレール	
			
		ボックスビーム	
			
		ガードパイプ	
			
		ガードケーブル	
歩行者自転車用柵	たわみ性		
		転落防止柵	
			
		横断防止柵	

図-2 対象施設の例

損傷箇所	損傷種類	状況写真（近景）	状況写真（遠景）
ビーム 支柱	変形		
柵全体	腐食		
連結部	ゆるみ 脱落		
支柱地際部	腐食		

図-3 防護柵の損傷状況の事例

3. 計画期間

2026 年度から 2035 年度までの 10 年間を計画期間とする。ただし、計画期間内であっても、5 年ごとを目途に必要に応じて見直すものとする。

4. 維持管理の基本的な考え方

防護柵は、橋りょうやトンネル等の大型構造物に比べて、損傷発生による被害や発生後の影響が小さい場合が多く、通行止め等を伴う可能性は低いことから、日常パトロール等により損傷を発見し、計画的に修繕・更新することで、道路交通の安全確保や維持管理費用の平準化を図る。

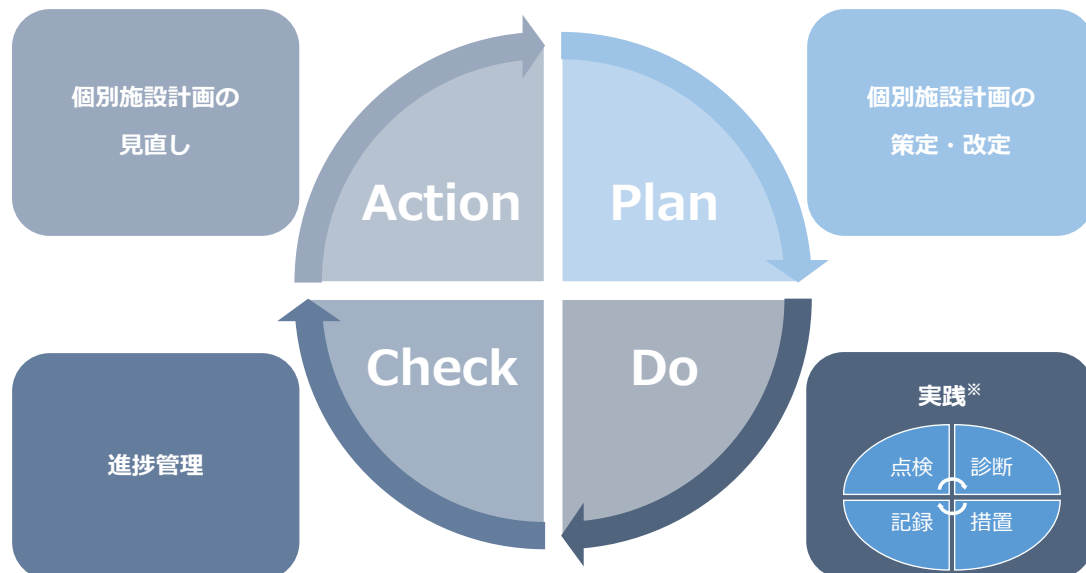


図-4 PDCA サイクル

5. 対策の優先順位の考え方

防護柵の対策については、修繕・更新の優先順位は、第三者への被害のおそれ、損傷の状況、路線の重要性、交通量、景観性等を総合的に考慮して決定する。

6. 対策内容と実施時期

修繕・更新が必要と判断した防護柵は、更新を基本とする。更新にあたっては、現地の状況を踏まえ、適切な防護柵を選定する。

以上を踏まえ、対策内容と実施時期を別紙 1 の通り定める。なお、今後の通常パトロール等により把握した損傷状況や情勢の変化等に臨機に対応し、適宜見直すこととする。

附則

この計画は、2026 年 4 月 1 日から施行する。

■点検・対策予定

対象施設	路線名等	所管 事務所	対策				
			2026～2030	2031～2035	主な対策	概算数量 (km)	概算対策費用 (千円)
ガードレール	府道堺狭山線（堺区・西区）	西部	○		更新	1.0	50,000
	府道堺阪南線	西部		○	更新	1.0	50,000
ガードケーブル	府道大阪高石線(新)	西部	○		更新	1.0	50,000
	府道堺狭山線（南区）	南部	○	○	更新	10.9	382,000
	府道富田林泉大津線(現)	南部	○	○	更新	7.2	252,000
転落防止柵	府道大阪和泉泉南線	西部		○	更新	1.0	50,000
横断防止柵	府道堺狭山線（堺区・西区）	西部	○		更新	1.0	50,000
	北条上野芝向ヶ丘 1 号線ほか	西部		○	更新	1.0	50,000
	府道堺かつらぎ線（中区）	南部		○	更新	1.0	50,000
						合計	984,000

※本予定は、計画策定時点のものであり、通常パトロール等により把握した損傷状況、周囲の状況変化、予算措置状況等を踏まえ、適宜見直し
 実行する